

(庶ろ-03)

平成28年7月15日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、管財人等協議会の開催については、本日付け最高裁民三第410号により通達を発出したところです。

破産事件については、適正・迅速な処理に向けた各庁の御尽力により、平均処理期間が全国的に徐々に短縮化するなど、全体として順調な事件処理がされている状況にあるといえます。もっとも、破産手続開始の申立てから開始決定までの期間の短縮化や、開始決定後早期の段階で事件処理の方針や必要な処理期間を見極め、適切な進行管理を行うことなど、適正・迅速な管財事件の処理にはいまだに課題があるものと考えられます。そして、これらの課題に取り組むためには、開始決定後の事件の進行管理の在り方のみならず、開始決定後の管財業務を見据えた申立段階における準備の在り方等についても検討する必要があることから、これらの検討すべき事項について裁判所と破産管財人が認識を共有するとともに、申立代理人とも認識を共有する必要があります。しかしながら、このような認識の共有が不十分であったために、申立代理人が申立段階において裁判所及び破産管財人が求めていない業務を行った結果、開始決定後の管財業務に支障が出る例も見受けられるなど、現状において、裁判所、破産管財人及び申立代理人との間で、十分に認識を共有した上で課題に取り組むことができているとはいひ難い状況にあると思われます。もっとも、三者の間でこれらについて認識を共有して課題に取り組むことは容易ではなく、三者が相互にそれぞれの担う役割について理解して、一定の共通認識を持ち、

連携を深めていくことが適正・迅速な破産手続を進める上で有用であると考えます。そこで、適正・迅速な管財事件の処理に向けた裁判所と倒産手続に関与する弁護士との連携を深めるために、協議を行う方法（協議の形態・参加者等）、申立段階における準備の在り方等協議において取り上げる事項、協議会以外の方法による情報共有や連携の在り方等について検討することが重要であると思われます。

また、破産事件の適正・迅速な処理を実現するためには、破産管財人の適切な選任の在り方や破産管財人候補者の育成の具体策の検討等を通じて、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者の給源を確保し、複雑困難な事件を含むあらゆる事件に対応できる態勢を整えておくことが不可欠です。この点、若手破産管財人候補者の育成については、中長期的視点も踏まえてこれまで各種の協議会等で議論がされ、各府の実情に応じてその取組が行われることにより一定の成果を上げていると聞き及んでおりますが、大型事件、複雑・困難事件に対応することのできる中堅破産管財人候補者の育成や、支部における破産管財人候補者の育成等、更なる課題もあるものと考えられます。加えて、近年管財事件の新受件数が減少傾向にあることから、事件処理を通じた破産管財人候補者の育成には困難な面も少なくないため、管財人等協議会の場で具体的な対応策を検討することが重要であると思われます。

さらに、近時の国民の個人情報に対する権利意識の高まりにより、個人情報の適切な管理は裁判所内外を問わず大きな社会的問題となっており、破産事件を処理する上で、個人情報を適切に管理することが必須であることは言うまでもないところです。また、一度個人情報が流出してしまうと、当事者の身体・財産に対して危機が及ぶだけでなく、裁判所や破産管財人の信用や責任にも関わる重大な問題が生じます。破産事件において個人情報の取扱いが問題となる場面として、例えば、債務者の住所等の秘匿が必要となる場合が考えられますが、そのような場合に、秘匿情報の流出防止と法律で規律されている債権者等の権利のバランスを考慮した上で秘匿すべき情報をどのように取り扱うべきか、裁判所・破産管財人の立場でそれぞれどのような対処が必要となるか、実際に対応した際の工夫例等について確認してお

くことが重要であると考えられます。また、昨年、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、破産管財人において、手続関係者のマイナンバーに接する機会が増えてきているものと思われ、事務処理を行うに当たっての留意点等を相互に確認することも重要であると考えられます。さらに、これらに関連して、個人情報を含む手続関係資料について、事件終了後、破産管財人がどのように保存し、どの時期にどのように廃棄すべきかについても、併せて検討しておくことが有用です。

以上のような観点を踏まえ、本年度の管財人等協議会においては、別紙の協議事項や、各庁において取り組むべき課題及び対応策について意見交換を行うようにしてください。

敬 具

(別紙)

主な協議事項

- 1 適正・迅速な管財事件の処理に向けた裁判所と倒産手続に関する弁護士との連携を深める方策（協議を行う場合の形態・参加者及び協議において取り上げるべき事項等や協議会以外の方法での情報共有や連携の在り方等）について
- 2 破産管財人候補者の育成についての更なる課題への対応策について
- 3 破産手続における個人情報の適切な管理について